ボランティア保険にご加入の皆様へ

三井住友海上火災保険株式会社

株式会社エスアールエム

新型コロナウイルス感染症に関する入院保険金等のお取扱いについてのご案内

## 1. 自宅療養(ホテル療養)の場合の入院保険金等のお支払について

2020年4月より、ボランティア保険の**特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約**において、新型コロナウイルス感染症と診断され医師の指示により臨時施設や自宅で療養をされた場合であっても、約款上の「入院」とみなし、入院保険金等のお支払対象とする特別なお取扱い(以下、「みなし入院」といいます)を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されました。これらを踏まえ、新型コロナの診断日が2022年9月26日(月)以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象について下記のとおり変更いたします。

## <新型コロナの診断日が9月26日以降のボランティア保険における入院保険金等のお支払対象>

2022 年 9 月 26 日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の<u>「重症化リスク</u> **の高い方**」

- ・65 才以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦の方

## <ご参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲

ケース		従来	9月26日以降
入院された場合(約款におけるお取扱い)		○お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養 された場合 (特別なお取扱い)	重症化リスクの高い方	○お支払対象	○お支払対象
	上記以外の方	○お支払対象	× お支払対象外

※本取扱いの変更は、お支払い対象者の範囲の変更であり、補償内容に変更はございません。

## 2. 療養証明書のお取扱い

また当社では、保険金をご請求いただく際に、療養証明書の発行を新たに医療機関や保健所に求めないお取扱い※を実施しております。医療機関や保健所における更なる負担軽減に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

※「重症化リスクの高い方」であることの確認書類として、My HER-SYS の証明、医療機関で発行される 診療明細書、処方箋、母子手帳の写し(妊娠されている方)等、提出していただく場合があります。